| 確認事項 | チ　ェ　ッ　ク　ポ　イ　ン　ト | 根　拠　法　令（県条例・規則等） | 確認書類等(参考) | 点検結果 | 参考（省令等） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | (1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して自立訓練（機能訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に自立訓練（機能訓練）を提供しているか。 | 条例第4条第1項 | ・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 | 適・否 | 省令第3条第1項 |
| (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った自立訓練（機能訓練）の提供に努めているか。 | 条例第4条第2項 | 虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 | 省令第3条第2項 |
| (3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、管理者及び従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 | 条例第4条第3項 | ・虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 | 省令第3条第3項 |
| (4) 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | 条例第126条 |  | 適・否 | 省令第165条 |
| 第２　人員に関する基準１　事業所の従業者の員数 | 従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。 | 条例第127条第1項第1号 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員員数が分かる職員名簿 | 適・否 | 法第43条第1項省令166条第1項 |
| 1. 生活支援員
 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を６で除した数とロに掲げる利用者の数を１０で除した数の合計数以上となっているか。イ　ロに掲げる利用者以外の利用者ロ　指定宿泊型自立訓練の利用者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 利用者数（Ａ） | 除数（Ｂ） | （Ａ）÷（Ｂ）×40時間 |
| イ |  | **6** | 時間 |
| ロ |  | **10** | 時間 |
| **要確保時間数（週）** | 時間 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実勤務時間（週）≦　　　　　　　　　時間　また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。 | 条例第127条第1項第1号条例第127条第1項第4号 | ・資格証・職員履歴書 | 適・否 | 省令第166条第1項第1号イ省令第166条第6項 |
| (2)地域移行支援員 | 宿泊型自立訓練を行う場合、事業所ごとに、1人以上となっているか。 | 条例第127条第1項第2号 |  | 適・否 | 省令第166条第1項第2号 |
| (3)サービス管理責任者 | 事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数となっているか。イ　利用者の数が６０以下　　　１以上ロ　利用者の数が６１以上　　　１に利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | 条例第127条第1項第3号規則第96条第2項第3号規則第96条第2項第3号 | ・相談支援従事者研修修了証明書・サービス管理責任者修了証明書 | 適・否 | 省令第166条第1項第3号 |
|  | また、１人以上は常勤となっているか。ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。【解釈】事業所の従業者（医師及び看護職員を除く）は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。　サービス管理責任者についても、介護計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。　ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が事業所の他の職務に従事することができるものとする。　この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものとする。　また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、事業所のサービス管理責任者が、共同生活介護事業所、宿泊型自立訓練事業所若しくは共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。　なお、宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。   | 条例第127条第4項 |  |  | 省令第166条第7項 |
| (4) 看護職員 | 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている事業所については、第2の1の(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「事業所」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数は、事業所」と読み替えるものとする。 | 条例第127条第2項 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員員数が分かる職員名簿・職員履歴書・登録証（写） | 適・否 | 省令第166条第2項 |
| 　この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該事業所ごとにそれぞれ１以上となっているか。　また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。 | 規則第96条第3項 | ・職員勤務表 |  | 省令第166条第6項 |
| (5) 訪問による指定自立訓練（生活訓練） | 　訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、(1)から(4)に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置いているか。 | 規則第96条第4項 | ・職員勤務表 | 適・否 | 省令第166条第3項 |
| (6) 利用者数の算定 | (1)、(3)及び(4)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 規則第96条第5項 | ・利用者名簿 | 適・否 | 省令第166条第4項 |
| (7) 職務の専従 | (1)から(4)に規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 条例第127条第3項 | ・職員勤務表 | 適・否 | 省令第166条第5項 |
| (8) 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 条例第128条（第41条準用） | ・職員勤務表 | 適・否 | 省令第167条（第51条準用） |
| (9) 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合において、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。（経過措置）　特定身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合において、指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所又は就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(9)の規定は適用しない。　この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 条例第128条（第63条第2項準用）条例第21号附則第５ | ・職員勤務表 | 適・否 |  |
| 第３　設備に関する基準１　設　備 | 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。(相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） | 条例第129条第1項規則6第97条第5項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳　・机、椅子、電話、手指洗浄設備等・レンタル契約書 | 適・否 | 省令第168条第1項 |
| (1) 訓練・作業室 | ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 規則第97条第3項第1号 | 適・否 | 省令第168条第2項第1号 |
| (2) 相談室 | 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 規則第97条第3項第2号 | 適・否 | 省令第168条第2項第2号 |
| (3) 洗面所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 規則第97条第3項第3号 | 適・否 | 省令第168条第2項第3号 |
| (4) 便所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 規則第97条第3項第4号 | 適・否 | 省令第168条第2項第4号 |
| ２　指定宿泊型自立訓練を実施する場合 | 　宿泊型自立訓練を行う事業所にあっては、第3の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う事業所にあっては、第3の1に規定する訓練・作業室を設けないことができる。 | 条例第129条第2項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳　 | 適・否 | 省令第168条第3項第1号 |
| (1) 居室 | ① １の居室の定員は、1人となっているか。② １の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。 | 規則第97条第1項第1号 |  | 適・否 | 省令第168条第3項第1号イ及びロ |
| (2) 浴室 | 利用者の特性に応じたものとなっているか。 | 規則第97条第1項第2号 |  | 適・否 | 省令第168条第3項第2号 |
| ３　設備の専用 | 　専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない）（経過措置）　　　法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた特定身体障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム又は知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く）において、自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。　 | 規則第97条第5項条例第21号附則第4 |  | 適・否 | 省令第168条第5項 |
| 第４　運営に関する基準１　内容及び手続きの説明 | (1)　利用者等が居宅介護等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居宅介護等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 条例第133条（第10条第1項準用） | ・運営規定・重要事項説明書・利用者申込書・同意に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第9条第1項準用） |
| (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 条例第133条（第10条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第9条第2項準用） |
| ２　契約支給量の報告等 | (1)　居宅介護等を提供するときは、当該居宅介護等の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者等の受給者証に記載しているか。 | 規則第101条（第10条第1項準用） | ・重要事項説明書・利用契約書（利用者または家族の署名捺印）・その他利用者に交付した書面 | 適・否 | 省令第171条（第10条第1項準用） |
| (2)　契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていないか。 | 規則第101条（第10条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第10条第2項準用） |
| (3)　居宅介護等の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 規則第101条（第10条第3項準用） | ・受給者証の写し | 適・否 | 省令第171条（第10条第3項準用） |
| (4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 規則第101条（第10条第4項準用） | ・受給者証の写し・契約内容報告書 | 適・否 | 省令第171条（第10条第4項準用） |
| ３　提供拒否の禁止 | 正当な理由（※）がなく居宅介護等の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。（※）正当な理由①事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合②事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種類定めている場合であって、これに該当しない者から利用申し込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な支援を提供することが困難な場合③入院治療が必要な場合 | 条例第133条（第11条準用） | ・契約締結時の記録等・障害の程度の分かる資　　料 | 適・否 | 省令第171条（第11条準用） |
| ４　連絡調整に対する協力 | 居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 規則第101条（第11条準用） | ・調整、斡旋等の記録が分かる資料 | 適・否 | 省令第171条（第12条準用） |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な居宅介護等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 規則第101条（第12条準用） | ・サービス提供依頼書 | 適・否 | 省令第171条（第13条準用） |
| ６　受給資格の確認 | 居宅介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 規則第101条（第13条準用） | ・受給者証の写し | 適・否 | 省令第171条（第14条準用） |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 規則第101条（第14条第1項準用） | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第15条第1項準用） |
| (2)　居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 規則第101条（第14条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第15条第2項準用） |
| ８　心身の状況等の把握 | 居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 規則第101条（第15条準用） | ・アセスメントシート | 適・否 | 省令第171条（第16条準用） |
| ９　指定障害福祉サービス事業所等との連携等 | (1)　居宅介護等を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第101条（第16条第1項準用） | ・地域等との連携記録等・情報提供の記録・指導の記録 | 適・否 | 省令第171条（第17条第1項準用） |
| (2)　居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第101条（第16条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第17条第1項準用） |
| 10　身分を証する書類の携行 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示する旨指導しているか。 | 条例第101条（規則第17条） | ・身分証 | 適・否 | 省令第171条（第18条第1項準用） |
| 11　サービスの提供の記録 | (1)　自立訓練を提供した際は、当該自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を自立訓練の提供の都度、記録しているか。 | 条例第130条第1項 | ・サービス提供記録等 | 適・否 | 省令第171条（第19条第1項準用） |
| (2)　宿泊型自立訓練を提供した場合は、その提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第130条第2項 |  | 適・否 | 省令第171条（第19条第2項準用） |
| (3)　前２項の規定による記録に際して、利用者から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けているか。 | 条例第130条第3項 |  | 適・否 | 省令第171条（第19条第2項準用） |
| 12　指定生活介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1)　居宅介護等を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 条例第133条（第13条第1項準用） | ・運営規定・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第171条（第20条第1項準用） |
| (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 条例第133条（第13条第2項準用） | ・サービス提供票・領収証控・同意書 | 適・否 | 省令第171条（第20条第2項準用） |
| 13　利用者負担額等の受領 | (1)　自立訓練（生活訓練）を提供した際は、利用者から当該自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 条例第131条第1項 | ・請求書・領収証控 | 適・否 | 省令第170条第1項 |
| (2)　法定代理受領を行わない自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準　額の支払を受けているか。 | 条例第131条第2項 |  | 適・否 | 省令第170条第2項 |
| (3) (1) 及び(2)の支払を受ける額のほか、自立訓練（生活訓練）(宿泊型自立訓練を除く)において供与される便宜に要する費用のうち、利用者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。①　食事の提供に要する費用　（次のイ又はロに定めるところによる）　イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額　ロ　事業所等に通う者等のうち、法施行令第17条第1項第2号～第4号に掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額②　日用品費③　①又は②のほか、自立訓練（生活訓練）において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの | 条例第131条第3項規則第98条第1項 |  |  | 省令第170条第3項 |
|  | (4)　指定宿泊型自立訓練を行う場合には、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。①　食事の提供に要する費用　（次のイ又はロに定めるところによる）　イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額　ロ　事業所等に通う者等のうち、法施行令第17条第1項第2号～第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額②　光熱水費③　居室（国等の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く）の提供を行ったことに伴い必要となる費用　イ　居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とする。　ロ　居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとする。　　（イ）利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）　　（ロ）近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用④　日用品費⑤　①～④に掲げるもののほか、宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの | 条例第131条第4項規則第98条第2項 |  |  | 省令第170条第4項 |
|  | (5)　(1)から(4)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しているか。 | 条例第131条第5項 |  |  | 省令第170条第6項 |
| (6)　(3)及び(4)の費用に係る便宜の供与に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得ているか。 | 条例第131条第6項 |  |  | 省令第170条第7項 |
| 14　利用者負担額に係る管理 | (1)　利用者（宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る）が同一の月に当該事業者が提供する宿泊型自立訓練及び他の障害福祉サービス等を受けた場合には、当該宿泊型自立訓練及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の事業者等に通知しているか。 | 条例第131条の2第1項 | ・説明文書・利用申込書・同意書・利用者負担上限額管理結果票 | 適・否 | 省令第170条の2第1項 |
| (2)　利用者（宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業者が提供する自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合には、当該自立訓練（生活訓練）及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の事業者等に通知しているか。※就労移行支援：「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは、「厚生労働大臣が定める者に限る」と読み替える。また、「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「厚生労働大臣が定める者を除く」と読み替える。※共同生活援助及び外部サービス利用型共同生活援助：「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは、「体験入居者を除く」と読み替える。また、「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「体験入居者に限る」と読み替える。 | 条例第131条の2第2項 | ・請求書・領収書 |  | 省令第170条の2第2項 |
| 15　介護給付費等に係る通知等 | (1)　法定代理受領により市町村から居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 条例第133条（第16条第1項準用） | ・通知文書控・サービス提供証明書控 | 適・否 | 省令第171条（第23条第1項準用） |
| (2)法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 条例第133条（第16条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第23条第2項準用） |
| 16　基本取扱方針 | (1)　療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 条例第133条（条例47条第1項準用） | ・居宅介護計画書・サービス提供記録 | 適・否 | 省令第171条（第57条第1項準用） |
| (2)　従業者は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 条例第133条（条例47条第2項準用） | ・居宅介護計画書の説明および同意の記録等 | 適・否 | 省令第171条（第57条第2項準用） |
| (1)　利用者に対して提供する療養介護の**質の評価**を行い、常にその改善を図っ　ているか。 | 条例第133条（条例47条第3項準用） | ・第三者評価、自己内部点検記録等・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第57条第3項準用） |
| 17　計画等の作成 | (1)　管理者は、サービス管理責任者に自立訓練（生活訓練）計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 条例第133条（第48条準用） | ・個別支援計画 | 適・否 | 省令第171条（第58条第1項準用） |
| (2)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 規則第101条（第30条第2項準用） | ・アセスメント記録等・利用者の能力、環境等を評価した書類 | 適・否 | 省令第171条（第58条第2項準用） |
| (3)　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 規則第101条（第30条第3項準用） | ・面接記録等・説明文書・同意に関する文書 | 適・否 | 省令第171条（第58条第3項準用） |
| (4)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（生活訓練）計画の**原案**を作成しているか。　　この場合において、当該事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 規則第101条（第30条第4項準用） | ・自立訓練（生活訓練）計画の原案 | 適・否 | 省令第171条（第58条第4項準用） |
| (5)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該計画の原案の内容について意見を求めているか。 | 規則第101条（第30条第5項準用） | ・協議の記録（サービス担当者会議録） | 適・否 | 省令第171条（第58条第5項準用） |
|  | (6)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 規則第101条（第30条第6項準用） | ・自立訓練（生活訓練）計画の説明の記録等 | 適・否 | 省令第171条（第58条第6項準用） |
|  | (7)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。 | 規則第101条（第30条第7項準用） | ・交付した記録 | 適・否 | 省令第171条（第58条第7項準用） |
|  | (8)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも３月に１回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 | 規則第101条（第30条第8項準用） | ・モニタリングの記録等 | 適・否 | 省令第171条（第58条第8項準用） |
| (9)　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①定期的に利用者に面接すること。②定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 規則第101条（第30条第9項準用） | ・個別面談記録等 | 適・否 | 省令第171条（第58条第9項準用） |
| （10）自立訓練（生活訓練）計画に変更のあった場合、（2）から(7)までの規定に準じて取り扱っているか。 | 規則第101条（第30条第10項準用） | ・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第171条（第58条第10項準用） |
| 18　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。1. 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
3. 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。
 | 条例第133条（第49条第1，2，3項準用） | ・利用者に関する記録・アセスメント表等・個別支援計画 | 適・否 | 省令第171条（第59条第1,2,3号準用） |
| 19　管理者の責務 | (1) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。 | 条例133条（第52条第1項準用） | ・組織図・組織規程 | 適・否 | 省令第171条（第66条第1項準用） |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」に係る規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 条例133条（第52条第2項準用） | ・業務日誌・辞令 | 適・否 | 省令第171条（第66条第2項準用） |
| 20　相談及び援助 | 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 規則第101条（第35条準用） | ・サービス担当者会議録　　等 | 適・否 | 省令第171条（第60条準用） |
| 21　（機能）訓練 | (1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 規則第101条第1項 | ・個別支援計画書・提供記録・利用者の記録 | 適・否 | 省令第171条（第161条第1項準用） |
| (2) 利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 規則第101条第2項 | 適・否 | 省令第171条（第161条第2項準用） |
| (3) 常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | 規則第101条第3項 | 適・否 | 省令第171条（第161条第3項準用） |
| (4) その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の管理者及び従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 規則第101条第4項 | 適・否 | 省令第171条（第161条第4項準用） |
| 22　職場への定着のための支援等の実施 | (1)　利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 規則第101条（第92条第1項準用） | ・相談等の記録・関係機関との調整に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第85条の2第1項準用） |
| (2)　事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以降、速やかに当該支援を受けられるよう連絡調整に努めているか。 | 規則第101条第2項（第49条の2第2項準用） | 適・否 | 省令第171条（第85条の2第2項準用） |
| 23　地域生活への移行のための支援 | (1) 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。 | 規則第101条（第92条第1項準用） | ・支援計画 |  | 省令第171条（第161条第1項準用） |
| (2) 利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。 | 規則第101条（第92条第2項準用） |  | 省令第171条（第161条第1項準用） |
| 24　食事 | (1)　あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 規則第101条（第50条第1項準用） | ・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第171条（第86条第1項準用） |
| (2)　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | 規則第101条（第50条第2項準用） | ・嗜好に関する調査・残食（菜）の記録 | 適・否 | 省令第171条（第86条第2項準用） |
| (3)　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 規則第101条（第50条第3項準用） | ・献立表・業務委託契約書・検食の記録 | 適・否 | 省令第171条（第86条第3項準用） |
| (4)　食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 規則第101条（第50条第4項準用） | ・指導等の記録 | 適・否 | 省令第171条（第86条第4項準用） |
| 25　健康管理 | 常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 条例第133条（第68条準用） | ・運営規定・利用者に関する記録・看護記録 | 適・否 | 省令第171条（第87条準用） |
| 26　緊急時等の対応 | 管理者及び従業者は、居宅介護等の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第133条（第20条準用） | ・運営規定・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第28条準用） |
| 27　市町村への通知 | 指定生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 条例第133条（第69条1，2号準用） | ・市町村に送付した通知に係る記録 | 適・否 | 省令第171条（第88条第1,2号準用） |
| 28　運営規定 | 事業者は、事業所ごとに、利用定員その他規則で定める次の事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。　①　事業の目的及び運営の方針　②　従業者の職種、員数及び職務の内容　③　営業日及び営業時間　④　利用定員　⑤　指定生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額　⑥　通常の事業の実施地域　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項　⑧　緊急時等における対応方法　⑨　非常災害対策　⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　⑪　虐待の防止のための措置に関する事項　⑫　その他運営に関する重要事項 | 条例第133条（第70条準用）規則第101条（第46条準用） | ・運営規定 | 適・否 | 省令第171条（第89条第1項第1～12号準用） |
| 29　勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 規則第101条（第39条第1項準用） | ・雇用契約書・勤務表・業務の実施状況が分かる記録 | 適・否 | 省令第171条（第68条第1項準用） |
| (2)　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって療養介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 規則第101条（第39条第2項準用） | ・委託契約など | 適・否 | 省令第171条（第68条第2項準用） |
| (3)　従業者に対し、その資質の向上のためのその研修の機会を確保しているか。 | 規則第101条（第39条第3項準用） | ・研修受講修了書 | 適・否 | 省令第171条（第68条第3項準用） |
| (4)　事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 規則第101条（第39条第4項準用） | ・セクハラ・パワハラ等防止の方針等 | 適・否 | 省令第171条（第68条第4項準用） |
| 30　定員の遵守 | 事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | 条例第133条（第54条準用） | ・利用者名簿・運営規定・緊急性を判断するに際しての記録・業務日誌 | 適・否 | 省令第171条（第69条準用） |
| 31　非常災害対策 | (1)　非常災害に対処するため消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に管理者及び従業者に周知しているか。 | 条例第133条（第55条第1項準用） | ・非常災害時対応マニュアル等・消防計画・訓練記録・消防署の検査記録 | 適・否 | 省令第171条（第70条第1項準用） |
| 1. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。
2. (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。
 | 条例第133条（第55条第2項準用）条例第133条（第55条第3項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第70条第2項準用） |
| 適・否 | 省令第171条（第70条第3項準用） |
| 31-2　業務継続計画の策定（新設）※この事項は、R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1)　事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 条例第133条（第24条の2第1項準用） | ・業務継続計画 | 適・否 | 省令第171条（第33条の2第1項準用） |
| (2)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 条例第133条（第24条の2第2項準用） | ・研修及び訓練の記録 | 適・否 | 省令第171条（第33条の2第1項準用） |
| (3）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　 | 条例第133条（第24条の2第3項準用） | ・計画の見直しの記録 | 適・否 | 省令第171条（第33条の2第1項準用） |
| 32　衛生管理等 | (1)　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 条例第133条（第71条第1項準用） | ・健康診断記録・衛生マニュアル等・受水槽清掃記録等・機器点検記録・定期消毒記録等・食中毒防止等の研修記録等 | 適・否 | 省令第171条（第90条第1項準用） |
| (2)　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に定める措置を講じているか。①当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。③当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。※この①～③の事項は、R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | 条例第133条（第71条第2項準用）条例第133条（第71条第2項第1号準用）条例第133条（第71条第2項第2号準用）条例第133条（第71条第2項第3号準用） | ・委員会の議事録等・感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針等・研修及び訓練記録等 | 適・否 | 省令第171条（第90条第2項第1,2,3号準用） |
| 33　身体拘束等の禁止 | (1)　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 | 条例第133条（第25条の2第1項準用） | ・過去の状況が分かる書類等 | 適・否 | 省令第171条（第35条の2第1項準用） |
| (2)　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第133条（第25条の2第2項準用） | ・家族の同意書・サービス提供記録・やむを得ない理由の記録等 | 適・否 | 省令第171条（第35条の2第2項準用） |
| (3)　事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。　③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。※この①～③の事項は、R4.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | 条例第133条（第25条の2第3項第1，2、3号準用） | ・委員会の議事録等 | 適・否 | 省令第171条（第35条の2第3項第1,2,3号準用） |
| 34　協力医療機関 | 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | 規則第101条（第51条準用） | ・医療機関との契約書等 | 適・否 | 省令第171条（第91条準用） |
| 35　掲示 | (1)　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 規則第101条（第52条第1項準用） | ・掲示場所等確認 | 適・否 | 省令第171条（第92条第1項準用） |
| (2)ただし、前項に規定する事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 規則第101条（第52条第2項準用） |  |  | 省令171条（第92条第2項準用） |
| 36　秘密保持 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は　その家族の秘密を漏らしていないか。 | 条例第133条（第26条第1項） | ・就業時の取り決め等の記録・利用者（家族）の同意に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第36条第1項準用） |
| (2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 条例第133条（第26条第2項） | 適・否 | 省令第171条（第36条第2項準用） |
| (3)　他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 条例第133条（第26条第3項） | ・個人情報使用の同意書　　等 | 適・否 | 省令第171条（第36条第3項準用） |
| 37　情報の提供等 | (1)居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 規則第101条（第22条第1項準用） | ・情報提供に関する書類 | 適・否 | 省令第171条（第37条第1項準用） |
| (2)　広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 規則第101条（第22条第1項準用） | ・パンフレット等・ポスター・広告等 | 適・否 | 省令第171条（第37条第2項準用） |
| 38　利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 条例第133条（第27条第1項準用） | ・事業所の自己点検項目 | 適・否 | 省令第171条（第38条第1項準用） |
| (2)　一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその管理者若しくは従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 条例第133条（第27条第1項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第38条第2項準用） |
| 39　苦情解決 | (1)　利用者又はその家族からの居宅介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 条例第133条（第28条第1項準用） | ・運営規定 | 適・否 | 省令第171条（第39条第1項準用） |
| (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 条例第133条（第28条第2項準用） | ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第39条第2項準用） |
| (3)　その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは設備・帳簿その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 条例第133条（第28条第3項準用） | ・指導等に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第39条第3項準用） |
| (4)　その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 条例第133条（第28条第4項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第39条第4項準用） |
| (5)　その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じているか。及び利用者等からの苦情に関して知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 条例第133条（第28条第5項準用） | ・指導に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第39条第5項準用） |
| (6)　知事、市町又は市町長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、市町又は市町長に報告しているか。 | 条例第133条（第28条第6項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第39条第6項準用） |
| (7)　運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 条例第133条（第28条第7項準用） |  | 適・否 | 省令第171条（第39条第7項準用） |
| 40　事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 条例第133条（第29条第1項） | ・連絡マニュアル・再発防止のための措置に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第40条第1項準用） |
| (2)　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 条例第133条（第29条第2項） | ・事故等発生状況報告書・業務日誌 | 適・否 | 省令第171条（第40条第2項準用） |
| (3)　利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 条例第133条（第29条第3項） |  | 適・否 | 省令第171条（第40条第3項準用） |
| 41　虐待の防止（新設）※この事項は、R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。（1）当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 | 条例第133条（第29条の2第1項準用） | ・委員会の議事録等 | 適・否 | 省令第171条（第40条の2第1項準用） |
| （2）介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。 | 条例第133条（第29条の2第3項準用） | ・研修の記録等 | 適・否 | 省令第171条（第40条の2第2項準用） |
| （3）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 条例第133条（第29条の2第4項準用） | ・担当者の任命記録等 | 適・否 | 省令第171条（第40条の2第3項準用） |
| 42　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 規則第101条（第23条準用） | ・会計関係書類 | 適・否 | 省令第171条（第41条準用） |
| 43　地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 規則第101条（第41条準用） | ・地域交流に関する記録 | 適・否 | 省令第171条（第74条準用） |
| 44　記録の整備 | (1)　管理者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 条例第133条（第58条第1項準用） | ・従業者、設備・備品、会計に関する記録 | 適・否 | 省令第170条の3第1項 |
| (2)　利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の諸記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しているか。　①　自立訓練（生活訓練）計画　②　自立訓練（生活訓練）の提供の記録　③　市町村への通知に係る記録　④　身体拘束等の記録　　（態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録）　⑤　苦情の内容の記録　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 規則第99条第1項規則第99条第1項第5号 | 左記①～⑥の保管状況等の聴取 | 適・否 | 省令第170条の3第2項省令第170条の3第2項第4号 |
| 第５　多機能型に関する特例1　従業者の員数等に関する特例 | (1)　多機能型による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所及び就労継続支援Ｂ型事業所並びに児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が２０人未満である場合は、第2の1の(1)の②又は④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。 | 条例第71条第1項 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員員数が分かる職員名簿 | 適・否 |  |
| (2)　多機能型事業所(児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を多機能型として、一体的に事業を行うものを除く。以下この項目について同じ)は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。 | 条例第171条第2項規則第139条 | ・従業者養成研修了証明書・職員履歴書・登録証（写） | 適・否 |  |
|  | (3)　一の事業所であるとみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに定める数とする。①  利用者の数の合計の合計が６０以下　１以上②  利用者の数が６１以上　　　　　　　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | 規則第140条第141条 |  | 適・否 |  |
| ２　設備の特例 | 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 規則第142条 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳　・机、椅子、電話、手指洗浄設備等・レンタル契約書 | 適・否 |  |
| 第６　変更の届出 | （1）当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他、法施行規則第34条の23で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項 | ・指定申請及び変更届（写） | 適・否 |  |

（凡　例）

条例・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）

規則・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第66号）

省令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年厚生労働省令第171号）

法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

施行令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 （平成18年政令第10号）

施行規則・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成18年厚生労働省令第19号）